

前略 別紙内容の田交要求書、及び返付書を

理事会宛送付致しましたので念の為御通知

申し上げます。

昭和 49 年 11 月 25 日

学校法人多摩美術大学
理事 高橋満寿男殿

多摩美術大学教員組合
委員長 奥野健男

11-28 寄

団交要求書

前略、昭和49年8月5日、当組合は理事長に下記の如き要求書と提出すると同時に、理事各位にもそのおね、御通知申し上げました。

記

要求書

前略、去る6月13日の団交における確認事項に基づき、本年度予算案の修正案を作成の上、早急に私共の要求(60%上昇)に御回答下さるとのことでしたが、二ヶ月の余を経過した今日、いまだに御回答を頂いておりません。早急に御回答下さるよう要求いたします。

昭和49年8月5日

学校法人多摩美術大学
理事長 本田晴彦殿

多摩美術大学教員組合
委員長 奥野健男

しかしながらその後さらに三ヶ月余経過した今日、いまだに御回答を頂いておりません。既に本年も年末になり、物価の上昇もさらに甚しく、これ以上の悪化は許されない状態に立ちいたりました。当組合は理事会に対し、12月7日迄に団交を片付けることを強く要求いたします。

昭和49年11月25日

学校法人多摩美術大学 理事会 殿

多摩美術大学教員組合
委員長 奥野健男

要求書

昭和49年5月14日の理事会回答(本年度人件費上昇率 21.9%)の当否を判断する為、6月8日、理事会、教員組合の団交の席上示された、49年度収支見込表においては、47年度授業料値上に際して、理事会が公表された「教員の待遇を一般水準に近づける」という主旨に全く反するばかりでなく、本年度春斗における一般上昇率30%とさえ下回る虞から首肯しがたい。したがって、組合は、本年度人件費上昇率60%を理事会に要求いたします。

昭和49年6月13日

学校法人多摩美術大学 理事会 殿

多摩美術大学教員組合
委員長 奥野健男

昭和49年6月13日、理事会、教員組合の団交の席上口頭で申し入れた要求を、文書にて提出いたします。

昭和49年11月25日

学校法人多摩美術大学 理事会 殿

多摩美術大学教員組合
委員長 奥野健男

意向書

1年向海外留学による大道氏の休職期間中の給与について様々な問題が生じており、教員組合は教員の生活権の確保という観点から、理事会に対し下記の意向をいたします。理事会におかれましては、次回団交に文書をもって御回答下さいませよう御願申し上げます。

記

意向事項

- I 多摩美術大学に休職に関する規則に類するものが存在するか否か。
 - I - a 存在おと列は 規則の名称、成立年月日
 - b " 今日迄全教員に明示された理由。
 - c " その規則を明示する意志の有無とその理由
 - d " 過去に於てその規則を適用した事例の有無
 - e " 又適用したとすれば、その適用の具体例を明示する意志の有無とその理由。

- I - f 存在しないとすれば 今日迄存在するかた理由。
 - g " この様な規則が大学にとって必要か否か理由を付して。

- II このたび大道氏の休職期間中の給与の取扱いについて具体的な事実経過を要約すると次のとおりですが、事象と相違ないか。
 - 48年12月 「願いにより49年2月迄休職を認める。ただし無給とする。多摩美術大学」の書面が大道氏の手元に届く。
 - 49年8月 「無給」の理由説明が山脇氏より口頭で行われた。
 - 49年9月 この問題が組合に提訴された。
 - 49年10月 組合は委員長名で理事長あてに善処するよう書面を要求した。
 - 49年10月 山脇氏より休職期間中の給与を50%支払うと大道氏に口頭で伝えられた。

- II - a 無給と決定したのは如何なる根拠に基づくのか理由を明示されたい。
- b 無給と決定したのは大学の如何なる組織か。
- c 無給と決定したものが50%支給に変更された理由は何か。
- d 50%支給とは如何なる根拠に基づくのか理由を明示されたい。
- e 50%支給と提示したのは大学の如何なる組織か。

III 教員個人の生活がおひやかされている事態の責任は理事会にあると考へますが、どのように御考へでしょうか。又事態を善処するに当り、理事会は如何に対応すべきだと御考へでしょうか。具体的に御回答頂きたい。

昭和49年11月25日

学校法人多摩美術大学理事会 殿

多摩美術大学教員組合
委員長 奥野 健男